

検査実施料新設のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
このたび、「保医発0930 第6号」により下記の検査項目に検査実施料が新設されましたので、ご案内いたします。

敬 白

記

■ 適用日 令和元年10月1日から適用

■ 新規保険収載項目

検査項目	保険点数
FGF23	788点

▼詳細内容

検査項目	保険点数	判断料	診療報酬 点数表区分	備考
FGF23	388点 + 400点	生化学的検査 (I) 判断料 (※3:144点)	「D007」 血液化学検査 の61及び62	<p>FGF23は、CLEIA法により、FGF23関連低リン血症性くる病・骨軟化症の診断時又は治療効果判定時に測定した場合に限り、区分番号「D007」血液化学検査の「61」1, 25-ジヒドロキシビタミンD₃の所定点数と「62」25-ヒドロキシビタミンDの所定点数を合算した点数を準用して算定する。</p> <p>ただし、診断時においては1回を限度とし、その後は腫瘍性骨軟化症の場合には腫瘍摘出後に1回、薬剤性の場合には被疑薬中止後に1回を限度として算定する。</p>